

## 「介護分野における特定技能協議会」 手順の流れ

**初めて**1号特定技能外国人を受け入れる法人(協議会入会証明書を保有していない場合)

**2回目以降**、1号特定技能外国人を受け入れる法人(協議会入会証明書を保有している場合)

地方出入国在留管理局  
への申請

・在留資格認定証明書交付申請等の際に、「**介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書**」(※)を提出  
※介護参考様式第1-1号

・在留資格認定証明書交付申請等の際に、「**介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書**」(※)及び「**協議会入会証明書**」の写しを提出  
※介護参考様式第1-1号

当該特定技能外国人を受け入れた日から**4か月以内**に手続

当該特定技能外国人を受け入れた日から**4か月以内**に手続

協議会事務局への  
入会申請

・申請システムに、**必要情報の入力**(※1)、**添付書類のアップロード**(※2)

・申請システムに、**必要情報の入力**(※1)、**添付書類のアップロード**(※2)

手続完了

・申請法人に「**協議会入会証明書**」を交付(申請システムからダウンロード)

・上記書類の提出をもって、手続完了(「協議会入会証明書」の交付はなし)

## 「介護分野における特定技能協議会」 入会申請のための仮アカウント発行申請

介護分野における特定技能所属機関は、初めて介護分野において「1号特定技能外国人」を受け入れた際は、1号特定技能外国人が入国後4ヶ月以内に厚生労働大臣が設置する特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入する必要があります。  
つきましては、以下の入会申請手続きの流れに従って、入会申請を行ってください。

### ■ 入会申請手続きの流れ

- 1.本ページにて申請手続きのためのアカウント発行申請してください。（下記フォームに入力し、「上記内容で申請手続きを始める」ボタンをクリック。
- 2.システムからメールが自動送信されます。そのメールに記載の通りに申請手続きを行ってください。
- 3.申請が完了すると、「申請手続きが完了しました」というメールが届きます。申請内容を確認してください。変更する場合は、メールを受信後48時間以内に、再度ログインし、修正内容を入力（またはファイルアップロード）してください。
- 4.当協議会事務局において入会申請書類の確認を行い、入会申請を行います。
- 5.入会が承認されると、厚労省から入会証明書が発行され、システムからダウンロードできます。

\*の項目は必須項目です。

法人名\*

※法人格を含め正確に入力してください。

協議会担当者氏名\*

協議会担当者電話番号\*

※半角ハイフン付きで入力してください。

協議会担当者メールアドレス\*

パスワード\*

※8桁以上、半角英字と半角数字をそれぞれ1文字以上含めて入力してください。

パスワード（再入力）\*

※申請いただく前に以下をよくお読みいただき、同意される場合は「プライバシーポリシー に同意する」と「設置要綱に同意する」と「入会規程に同意する」にチェックを入れて申請手続きにお進みください。

プライバシーポリシー

[▼プライバシーポリシーを読む](#)

プライバシーポリシーに同意する\*

## 介護分野における特定技能協議会入会規程（特定技能所属機関）

### （入会基準）

#### 第1条

介護分野における特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

### （加入手続）

#### 第2条

介護分野における特定技能所属機関になった者は、入会申込書及び入会申込みに伴う添付書類を事務局へ送付し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得て、協議会の構成員にならなければならない。

### （資格確認）

#### 第3条

協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。

### （証明書の再交付）

#### 第4条

構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書及び再交付申請に係る添付書類を事務局へ送付する。

### （変更手続）

#### 第5条

第2条の入会申込書に係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届出書及び変更届出に係る添付書類を事務局へ送付する。

### （脱退手続）

#### 第6条

構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。

2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合には、当該構成員は協議会を脱退したものとみなすことができる。

附則 本規程は、平成31年4月1日から施行する。